3. **論文の採否**：論文の採否は Editorial board のメンバーによる査読審査の結果に従い決定される．ただし，シンポジウムなどの記録や治験論文については編集部で採否を決定する．
4. **論文の訂正**：査読審査の結果，原稿の訂正を求められた場合は，40日以内に，訂正された原稿に訂正点を明示した手紙をつけて，前記泌尿器科紀要刊行会宛て送付すること，なお，Editor の責任において一部字句の訂正をすることがある．
5. **採択論文**：論文が採択された場合，原稿を3.5インチフロッピーディスク・MO ディスク・CD-R・CD-RW のいずれかに保存し，編集部へ送付する．ディスクには論文受付番号・筆頭著者名・機種名・ソフトウエアとそのバージョンを明記する．Windows の場合は MS-Word・一太郎，また Macintosh の場合は EG-Word・MS-Word とし，特に Macintosh においては MS-DOS テキストファイルに保存して提出すること．
6. **校正**：校正は著者による責任校正とする．著者複数の場合は校正責任者を投稿時指定する．
7. **掲載**：論文の掲載は採用順を原則とする．迅速掲載を希望するときは投稿時にその旨申し出ること．
   ⑴ 掲載料は 1 頁につき和文は4,515円（税込），超過頁は 1 頁につき6,090円（税込），カラー印刷，写真の製版代，凸版，トレース代，別冊，送料などは別に実費を申し受ける．
   ⑵ 迅速掲載には迅速掲載料を要する．5 頁以内は31,500円（税込），6 頁以上は 1 頁毎に10,500円（税込）を加算した額を申し受ける．
   ⑶ 薬剤の効果，測定試薬の成績，治療機器の使用などに関する治験論文および学会抄録については，掲載料を別途に申し受ける．
   ⑷ 掲載論文は刊行後 1 年を経過した時点で電子ジャーナルとして公開する．
8. 著作権：当誌に掲載する著作物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利*を含む．以下同じ．）は泌尿器科紀要刊行会に帰属するものとする．
   著作者の権利：当誌が著作権を有する論文等の著作物を著作者自身がこの規程に従い利用することに対し，当誌はこれに異議申し立て，もしくは妨げることをしない．著作者は，投稿した論文等について本学会の出版物発行前後にかかわらず，いつでも著作者個人の Web サイト（著作者所属組織のサイトを含む）において自ら創作した著作物を掲載することができるが，掲載に際して当誌からの出典である旨を明記しなければならない．
   *以下の権利を含む：
   複製権（第21条），上演権及び演奏権（第22条），上映権（第22条の 2），公衆送信権等（第23条），口述権（第24条），展示権（第25条），頒布権（第26条），譲渡権（第26条の 2），貸与権（第26条の 3），翻訳権，翻案権等（第27条），二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）．
9. 別刷：30部までは無料とし，それを超える部数については実費負担とする．著者校正時に部数を指定する．

## 編　集　後　記

最近，京都には外国人観光客が驚くほど増えている．夜の祇園界隈では 3 人に 1 人は外国人のような気がする．政府観光局の資料によると，韓国，中国，台湾などのアジア諸国のみならず，欧米からの観光客も前年比で20～50％の伸び率を示している．アベノミクスによる円安の影響が大きいのだろうか．しかし，年間 1 千万人と推定される日本の外国人観光客は，数のみからいうと世界33位でしかない．フランスには年間 8 千万人の外国人が訪れるという．

より多くの外人観光客にクールな日本を知ってほしいという気持ちも強いが，すこし不安な感じもする．世界一とされる日本の治安は大丈夫なのだろうか．日本経済には大きく貢献するだろうが，われわれの生活に悪い影響はないのだろうか．中国からの観光客が日常品の大量買いをしているニュースを見ると，孫のオムツがなくなってしまわないかなと心配してしまうのだ．

（小川　修）

泌尿器科紀要　第60巻　第11号　　2014年11月25日　印刷　　2014年11月30日　発行
発行　小　川　　修　　顧問　吉　田　　修　　発行所　泌尿器科紀要刊行会
〒606-8392 京都市左京区聖護院山王町18 メタボ岡崎301号　電 話 (075) 752-0100
FAX (075) 752-0190
http://www.acta-urologica-jpn.jp/
印刷所　山代印刷株式会社　京都市上京区寺之内通小川西入　（定価　840円）